

「有明海・八代海等総合調査評価委員会報告」について

1 委員会の経緯

- 平成 23 年 8 月に「有明海・八代海を再生するための特別措置に関する法律」が改正された。改正特措法第二十五条の委員会の所掌事務として、国及び関係県が第十八条第一項の規定により行う総合的な調査の結果に基づいて有明海及び八代海等の再生に係る評価を行うこととされている。平成 23 年 10 月に改正法の下で初めて開催された第 28 回有明海・八代海等総合調査評価委員会（以下、評価委員会）において、いつまでに再生に係る評価を打ち出すかについては、審議を進める中で、評価項目の具体化、審議体系等とともに決定していくこととされた。
- 第 29 回評価委員会において、評価委員会に求められる役割を
 - ①生物・水産資源を巡る問題点にかかる原因・要因、発生機構の究明を進める
 - ②有明海及び八代海等の再生に向けて、科学的な見地で成立しうる再生像を具体的に提示するとともに、その再生像を実現するために最も効率的かつ現実的な再生手順を明らかにする、と整理した。
- 第 30 回評価委員会において、生物・水産資源・水環境問題検討作業小委員会（生物小委員会）と海域再生対策検討作業小委員会（海域再生小委員会）の二つの小委員会の設置を決定し、これまで、①生物小委員会では、二枚貝減少、赤潮、貧酸素水塊の原因・要因、発生機構について検討しており、②海域再生小委員会では、再生の評価にかかる情報の収集・整理・分析のため、環境特性から海域を区分し、海域ごとの問題点とその原因・要因を整理している。

2. 評価委員会報告について（案）

- 評価委員会は平成 14 年に成立した特措法第二十五条に定められた委員会の所掌事務として、特措法施行 5 年以内の法案の見直しに役立てるために有明海及び八代海の再生状況の評価することとされた。この法の規定に基づき、評価委員会は平成 18 年に評価委員会報告をとりまとめ、主務大臣等に提出した。
- 改正特措法施行以降、小委員会を含め 22 回の評価委員会を開催し審議を進める中で、有明海・八代海等で生じている生物・水産資源を巡る問題点の原因・要因及び再生に向けた評価項目の現況の議論が進んできたこと、また、関係県、関係団体等からは早急に議論を進め委員会報告を取りまとめてほしい旨の要望があ

ることから、評価委員会として再生の評価報告を打ち出す時期を明確にする必要がある。

- ・ 以上を考慮し、改正特措法施行から5年となる平成28年を目途に、前回の委員会報告（平成18年12月）以降の調査結果等を整理した委員会報告をとりまとめることとしたい。

(参考) 委員会報告目次（イメージ）

別添のとおり

別添

有明海・八代海等総合調査評価委員会 委員会報告 目次（イメージ）

1章 有明海・八代海等総合調査評価委員会

1. 委員会設立の経緯
2. 小委員会の設置
3. 評価委員会の開催状況

2章 有明海・八代海等の概要

1. 海域の特徴
2. 漁業生産の概要

3章 有明海・八代海の環境変化

1. 汚濁負荷
2. 河川
3. 水質
4. 底質環境
5. 潮流・潮汐
6. 貧酸素水塊
7. 藻場・干潟等
8. 赤潮

4章 問題点とその原因・要因の考察

1. 基本的考え方
2. 環境特性（海域区分ごと）
3. 問題点と原因・要因の整理（海域区分ごと）

5章 再生への取り組み

1. 再生目標
2. ケーススタディ
3. 再生方策と評価
4. 解明すべき課題

おわりに